

山口県
下松市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 市町村名 | 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|------|--|--------------------------|---|---------------------------------|-------------|
| | 投下固定資本額 | 従業員（人以上） | | | |
| 下松市 | <p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円（中小企業1,900万円）以上のもの</p> | <p>新規雇用5 （中小企業2）</p> | <p>不均一課税 （地域再生法）</p> <p>【移転型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p> | <p>固定資産税 の一定割合</p> | <p>3年度間</p> |
| | <p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」（先進性であること等）に適合することにつき国の確認を受けた場合</p> <p>（土地・建物等の取得合計額） 1億円以上（ただし、農林漁業関連は5,000万円以上）</p> | <p>—</p> | <p>課税免除</p> | <p>固定資産税 （土地・家屋・構築物が対象）</p> | <p>3年度間</p> |
| | <p>生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者等であって、一定の要件を満たす対象設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、事業用家屋、構築物</p> | <p>—</p> | <p>課税標準ゼロ</p> | <p>固定資産税 （償却資産が対象）</p> | <p>3年度間</p> |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 市町村名 | 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|------|--------------|--|---|--|
| 下松市 | 下松市工場等誘致奨励条例 | H14. 12 H29. 12 改正 | 1. 対象業種 ①製造業 ②道路貨物運送業 2. 工場等の設置の定義 工場等の新設又は増設 3. 指定基準 ①投下固定資産総額 大企業 2億円以上 中小企業 3,000万円以上 ②増加従業員数 大企業 5人以上 中小企業 2人以上 (操業開始日1年前の日の従業員数から増加していること) | 工場等設置奨励金 ○家屋と償却資産にかかる固定資産税相当額を3年度間 ○限度額 1億円(3年度間) 雇用奨励金 ○下松市に住所を有する者を新規雇用従業員として1年以上雇用した場合、1人につき30万円を1回に限り交付 ○新規雇用従業員が障害者の場合は、1人につき40万円を3年度間交付 ○対象人数は各年度の従業員増加人数と新規雇用従業員数を比較し、いずれか少ない人数 ○限度額 2,000万円(3年度間) |